



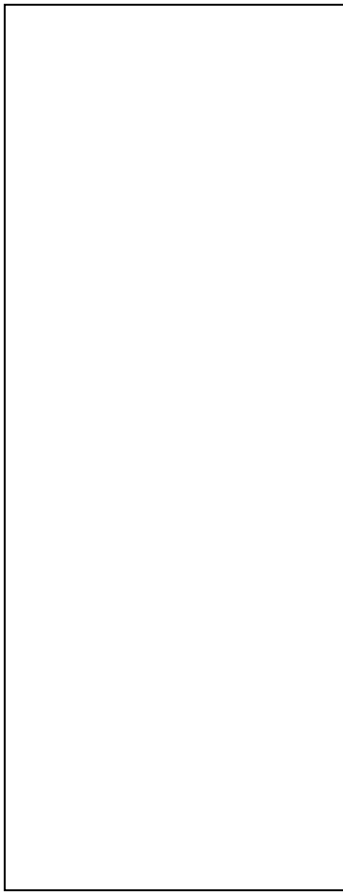
子どもの死亡事例検証 両親、養育者のためのガイド

はじめに

このリーフレットは18歳以下のお子さんを亡くされた親御さんや養育者
のためのものです。Child Death Reviewのプロセスで何が起るかに
ついて、お伝えします。実施されることは地域によって、少し異なること
もあります。

どんなお子さんの死もとても悲しい出来事です。すべての子どもの死を慎重に検証するこ
とは極めて重要です。私たちはそれらの事例からできるだけ多くを学び、ご家族へのより
良いサポートと、将来起こりうる死の予防へとつなぐことを目的としております。
死別後のサポート、グリーフケアを提供している団体はリーフレットの最後に掲載してお
ります。このリーフレットをお読みになっても疑問が残る場合は以下の人物に連絡を取る
ことをお勧めします。

あなたの地域の連絡先はこちらです



随時情報が知らされていること

お子さんの検死のどの段階においても常に情報を知らされているべきです。専門家があなたになにか尋ねる必要が出てくることもあります。

予期された死

もしあなたのお子さんの病気が長期にわたる場合や、余命が宣告されたような状態にあり死が予想される、あるいは避けられない場合、ご家族とサポートチームがともに最遺看護経路「ケアパス」を作ることをお勧めします。これには終末期のケアプランも含まれます。地域の医療スタッフほかホスピスや病院のスタッフが一丸となってあなたとご家族をサポートします。

コロナーは検死の手配が必要となるかもしれませんが、そうでない場合はお子さんの死亡届を早く出すことができ、予定していた葬儀や追悼のプロセスを進めることができます。

予期しない死

予期しない死は多くの場合、突然に起こります。「予期しない」というのは亡くなる24時間前あるいは死の原因となった出来事の24時間前には予想されていないという意味です。乳幼児突然死症候群（SIDS）のように明確な死因が見当たらないこともありますし、事故のように原因が明確なこともあります。死因が不自然または特定できない場合、すべての突然死と予期しない死はコロナーおよび警察に報告する義務が法律で定められています。「迅速対応」が開始されます。

お子さんの死に関する検証について
随時、情報が知らされているべきです。

迅速対応

迅速対応には3つの段階があります。

1. 即座の応答

すぐに：あなたのお子さんは通常病院の救命救急センターに搬送されます。小児科医およびほかの医師によって検査され、血液やほかのサンプルを採られます。病院の専門家によって何が起ったのかということと、お子さんの情報を尋ねられます。小児科医と警察など異なる業種間で最初の会議が行われます。お子さんの髪の毛の房や手形足形など思い出の品を取っておく機会がもうけられるでしょう。もしそのような機会が与えられていないければ尋ねても問題ありません。

2. 早い応答

通常は1週間以内。検死を実施するかどうか病理医に尋ねます。お子さんについての情報は関与している専門家全員が共有します。家庭内での死亡、特に赤ちゃんの場合は警察の訪問があります。警察の役割は違法行為が行われたのではないかというあらゆる可能性を取り除くことです。また医師や看護師が訪ねてきてどこで亡くなったか、さらに詳しい情報はないかと尋ねることもあります。このような訪問は時には一緒に訪ねてくることもありえます。家庭の外でお子さんが亡くなった場合は警察がその場所に行き、さらなる質問のため後で訪問があるかもしれません。

3. 時間が経ってから応答

1週間から通常は数か月あとになって。もし要求があればさらに背景となる情報が集められます。例えば健康状態の記録、妊娠中やその他関連した情報などです。事例に関与している専門家グループ間で最終のケースディスカッション（事例検討）が行われ、報告の完了となります。コロナーは検死を実施するかどうか決定します。

予期しない子どもの死は
迅速対応からはじまる

専門家会議

予期された死、予期しない死ともに医師、看護師ほかお子さんに関わった者がお互いに話しあい、なぜ亡くなったのかという事実を明らかにします。またあなたに支障を提供します。

死亡時と死亡後どのように手順が実施されていたのかを考察・検討します。

それら一つひとつと考察・検討についてのフィードバックは得ることはないかもしれませんが、たいいてい場合は調査のおよび次のようなことが起こるかについては知らされまます。あなたに情報をお伝えするのは、お子さんを生前から知っていて面識のある専門家や警察官になります。あなたからの情報はとても重要です。もしお伝えしたい意見や情報がございましたらこのリーフレットの冒頭に掲載の人物にいつでも連絡を取ることができまます。

事例検討

検死の結果が完了すると関与した専門家たちによる最終会議が開かれます。

この会議の目的は死の原因および死に至ったであろう要因を再検討することです。これによって将来起こりうる悲劇を防ぐことにもつながります。死亡時や死後、任務がどのように行われたか考察・検討するためのものです。この会議の報告はChild Death Overvie Panel およびコロナーにも送られます。会議の後、チームの誰かがあなたのもとを訪れ、導き出された結論について話しあい、あなたが抱く質問に答えます。

お子さんの死についてできるだけ多くの情報を集めるために関与した専門家同士でお互い話し合うことが大切です

コロナーと検死

コロナーは普段、予期しない死の検死を行います。検死は死の原因が不確定もしくは不自然と考えられる場合に行われます。交通事故死が不自然な死の一例とされることもありまます。

ご希望であればリーフレット「Guide to coroner and Inquest」を手に入れることができます。リーフレットではコロナーとその職員がどのようなことを行っているのか、検死の際どのようなことが起きるのかについて詳細に説明してあります。Ministry of Justice (同法省) のサイトでダウンロードが可能です。

検死

検死とは以下に対する調査です

- ・ 誰が、いつ、どこで亡くなったか確認すること
- ・ おおまかに死因を確定させること

告発や非難は含まれません。

コロナーが検死を実施すると決定した場合、いつどこで実施されるのかについて詳細を知らされます。あなたが証人として呼ばれている場合、検死に立ち会わなければなりません。証人として呼ばれていない場合は出席するかどうかで自分で決めることができます。検死の現場では質問が可能で、あなたも質問を受けることがあるかもしれません。ほかの専門家も出席するかもしれません。検死は公にされ、新聞記者が出席することもあります。

お子さんの死についてできるだけ多くの情報を集めるために関与した専門家同士で話し合うことが大切です

検死と病理医

検死とは何ですか？

検死とは、死後解剖としても知られています。医師が死亡した人を検査することを言います。子どもの検死は赤ちゃんや子どもに影響を及ぼす病氣・状態に特化した病理医が行います。

お子さんの検死をすかどうかについての権限はあるのか？

もしお子さんの死が予期しないもので、コロナーに委託されていた場合、検死するかどうかをあなたが決定することはできません。コロナーが指示を出すことができます。

もしコロナーの関与がなければ、検死は両親の同意があった場合のみ実施されます。医療スタッフとの十分な話し合い、あなたとあなたの家族にとってこの決断が正しいのかどうか決めないといけません。

検死の場であなただの医師の説明を求めるときも可能で、このことについてはコロナーがさらなる情報を提供することができます。

なぜ検死は重要なのか？

検死は以下のことを行います。

- ・ お子さんの死亡に関する医学的な説明
- ・ あなたが心配しているほかの疾患や問題を見つけ出す
- ・ あなたの家族にとって重要で知っておいた方がいいと思われる他の病気を特定する
- ・ 将来、あなたの家族やほかの子どもにとって助けとなる知識を提供する

いくつかのケースでは検死で死の原因を特定できないこともあります。

お子さんにどんなことが起こるのか？

検死の支持または同意を得られた場合、通常は2、3日以内にできるだけ早く行われます。子ども専門の病理医が検死をする運びとなった際は、お子さんは別の病院に搬送されることもあります。

検死の最中、病理医は主要な臓器すべてを検査し、死の原因の手掛かりとなる異常な兆候がなかったかを探します。

検死はお子さんが手術をしているのと同等の配慮をもって実施されます。ごく小さなサンプルや組織が採取され、検査されます。

検死が実施された後、コロナーが許可すればお子さんに会って抱きしめることができます。そして葬儀の前に、希望する場所にお子さんを連れていくことができます。家で過ごすこともできます。ご家族が希望すれば病院のスタッフと話し合うことが可能です。

有識者によるパネルレビューは将来起こりうる死亡事故を防止するため、すべての子どもの死亡を調査することが法律で義務付けられています。

検死の結果

検死が終わって間もなく、病理医がコロナーに最初の報告をします。可能であればコロナーの承認があれば、早い段階での結果のフィードバックをもらうことができます。検死の最終報告は検査の回数や種類によっては数か月かかることもあります。

組織の保持

検死の期間中、特定の検査のためにいくつもの小さな組織を採取する必要があります。検査が終わった後それらのサンプルをどうするか尋ねられます。あなたはサンプルを以下のように扱ってもらえるよう依頼することが可能です。

- ・ 返却してもらおう（コロナーの職員にそのサンプルをあなたがどう取り扱えばいいか相談することができます。）
- ・ 子どもの医療情報とともに病院に保管またはあなたの同意を得て研究、将来の検査やほかの目的のために利用（例、教育のため）
- ・ 病院にて破棄

53

すべての臓器

まれな場合ですがすべての臓器が、数日から数週間を要する特定の検査のため保管されることもあります。このような場合はコロナーの職員があなたに起こりうることについて説明します。

- ・ 臓器が返却されるまで葬儀の延期を希望する
- ・ 後日臓器があなたの元に返却されることを希望する
- ・ 病院が保管するまたは尊厳をもってそれらを破棄することを許可する

葬儀ディレクター、医師とともにそれらの選択肢について話し合いたいと思われるかもしれませんが、

いつ死亡届けを出せるのか

いつお子さんの死亡届を出しますか？

病院の医師が診断書を発行した時またはコロナーがPink Formを発行した時にただちにあなたのお子さんの死亡届を出すことができます。もし検死審問が行われる場合、それが終わった時点でコロナーが死亡届を提出します。死亡届が提出されたら死亡診断書（死亡証明書）の入手が可能になります。

いつ葬儀を行えるのか

葬儀の計画を立てることはどのタイミングでもできますが、死亡診断書（死亡証明書）を入手してからもしくはコロナーから適切な形式の用紙を入手してから葬儀を行うことが可能になります。担当の葬儀ディレクターとどのような選択ができるか相談し、あなたやご家族にとって最も有意義な儀式になるよう時間をかけて話し合うことが望まれるでしょう。

宗教的要望やほかの条件があったり、葬儀のタイミングに影響すると思われる際は病院のスタッフに相談してください。あなたの希望に沿えるようコロナーにも注意を促すと思いますが、いつもそれが可能とは限りません。

有識者によるパネルレビュー

有識者によるパネルレビューとはなにか

18歳以下のすべての子どもの死は地域の虐待対応共同体を代表する有識者によるパネルレビュー（CDOP）による調査が必要です。

有識者によるパネルレビュー（CDOP）は専門家からなるグループで、その地域すべての子どもの死を考察するため年に数回集まります。

Panelでは死亡した子どもの名前は特定されずすべての詳細は匿名で扱われます。主な目的は将来起こりうる死を予防することです。

Panelは地域の虐待対応共同体で学んだ提案と教訓を作成します。

Boardは年に1回の報告を公的文書として作成します。誰でもこの文書を読むことができますが、子ども個人や家族を特定するような詳細は含まれていません。

パネルには誰がいるのか？

Panelには以下の代表者がいます。

- ・ 公衆衛生
- ・ 地域のソーシャルケアサービス
- ・ 警察

必要であれば専門的なアドバイザーのために他の専門家が招かれることもあります。

あなたは会に出席できるのか

Panel（会議）に両親は呼ばれませんがお子さんの調査において抱くかもしれない所感や意見を伝えることができるとの案内があるかもしれません。もしご希望であればこのリーフレットの冒頭に掲載されている人物に連絡してください。

地域の虐待対応共同体

この共同体はパネルによって提言されたものを、推進する責任者のもとに確実に届けます。子どもの死亡数が少ない場合、審議会は重大インシデント調査と呼ばれるより詳細な検査が実行されるよう決定することもあります。

地域の虐待対応共同体はその地域のすべての
子どもの安全を守り、子どもの福祉を促進する
責任があります。

用語集

有識者によるパネルレビュー

専門家からなる団体が割り当てられた地域の子どもの死亡を考察・検討し将来の死亡を予防するための可能なパターンと潜在的な改善策を打ち立てる。

コロナー

コロナーとは突然死や予期しない死、不自然な死を調査する司法官

検死

いつ、どこで誰が死亡したのかについての確認と原因を確立することが可能かどうかの決定のためのコロナーの調査（審問）

地域の虐待対応共同体

子どもの保護と幸福の促進のため関連した組織が合意してできた団体

小児科医

子どもの治療専門の医師。小児科医（またはあなたのお子さんのお父さんの年齢によって別の医師）は通常主とながりの一つです。小児科医はお子さんの死亡時から、死亡調査の期間を通して関わりがあります。検死が実施されれば小児科医はあなたとともに結果を検討することになっています。

病理医

死後解剖とも呼ばれる検死を行う医師

警察

警察はすべての予期しない死、または更なる調査が必要な状況において法的に関与する義務があります。警察の役目は違法行為が行われた可能性を排除することです。警察はほとんどの事例の最初の段階において調査を先導し、またどの段階においても疑わしい状況が見つかからない場合も常にそうします。

迅速対応

予期せずに子どもが死亡した場合、自動的にこの手順が取られます。

重大インシデント調査

死に至った深刻な懸念事項のある子どもの詳細な調査

その他の専門家

用語集は子どもの死亡事例検証のプロセスに関わる主要な専門家の定義も含みます。

以下、多くの多職種の人に関わっています

- ・ 救命救急のスタッフ
- ・ 救急の職員
- ・ 一般開業医
- ・ 保健師
- ・ ホスピスのスタッフ
- ・ 地方自治会の代表者
- ・ 助産師
- ・ 養護教諭
- ・ ソーシャルワーカー
- ・ 教師

これらすべての専門家たちは、お子さんを異なる視点から知っているため死亡に至ったであろう状況および死亡時における想定される限りの全体像を構築し、さまざまな情報を提供することが可能です。

グリーフサポート（死別後の支援）

お子さんの死の検証を通して、サポートされ、つながることのできることになってもらえると思う地域の団体やサービスについての情報を知らされるべきです。下記の団体は、全国で活動している団体で、サポートやアドバイスも届けています。

Bliss

特別なケアを必要とする早産児の家族への死別後を含むサポート / SCBC
www.bliss.org.uk 0500 618 140

Childhood Bereavement Network

子どもや若者の死別を支える地域や国のサービスに関する情報やアドバイス
Email: cbn@ncb.org.uk 020 7843 6309

Child Death Helpline

年齢や原因に関係なく子どもの死に衝撃を受けている人のための団体
www.childdeathhelpline.org.uk 0800 282986

The Compassionate Friends

死別を体験した両親とその家族へのサポート
Email: helpline@tctf.org.uk Helpline 0845 123 2304

The Lullaby Trust

赤ちゃん、乳幼児を突然死や予期しない死で亡くした人へのサポート
Email: support@lullabytrust.org.uk 0808 802 6868（無料電話相談）

SANDS

赤ちゃんの死に影響を受けている人をサポートしています
www.uk-sands.org 020 7436 5881（電話相談）

Winston's Wish

遺児の支援とアドバイスを行っています
08452 03 04 05 www.winstonswish.org.uk

Child Bereavement UK

赤ちゃん、子どもの亡くなる時や終末期、また子どもが死別に直面している際の家族の支援や専門家の教育を提供しています
www.childbereavementuk.org 0800 02 888 40

このリーフレット作成にご協力いただいた専門家の
みなさまおよびお子さんを亡くされた親御さんたち
に心より感謝を申し上げます¹⁵

ララバイ・トラストは 死別を経験したご家族へのサポート、赤ちゃんのための安全な睡眠についての専門家のアドバイスを提供しています。乳幼児突然死に関する啓発活動をしています。

The Lullaby Trust

住所 11 Belgrave Road, London, SW1V 1RB

このリーフレットはララバイ・トラストによって作成されました。リーフレットの情報は2013年に最後に更新されました。

チャリティ番号262101に登録。会社登録番号（会社法人番号）0100082。
旧称 The Foundation for the Study of Infant Deaths (FSID)

デザイン www.scissorspaperstonedesign.co.uk

イラスト： Jane Padginton